

平成 30 年 7 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 30 年 7 月 24 日（火）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 30 年 7 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 30 年 7 月 24 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(14 人)

会長	松山多作			
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治			
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸	
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛	
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆	
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子	

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 11 番 入口政隆委員 12 番 土川浩子委員
- 第 2 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 3 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転について
- 第 4 その他
 - ・平成 30 年度地区別農業委員会委員研修会（県北地区）について
 - ・8 月の総会の日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 西 浩康

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長： みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成30年7月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

出席委員は14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： みなさん、こんにちは。

9日に梅雨明けして、雨らしい雨も降っていませんし、また、このところ気温も30度を連日上回ってこの地区ではないとは思いますが、関東や近畿の辺りではかなり気温が上がって、熱中症などで死亡事故も起きているようです。委員の皆さんも、日中は出来るだけ作業は控えて涼しいところで休んでいただきたいと思います。

それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、11番 入口政隆委員 12番 土川浩子委員にお願いします。

続きまして、日程第2 報告第3号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について を議題とします。事務局のほうから、議案の説明をお願いします。

西書記： それでは報告第3号について説明します。

今回の合意解約の件数は6件です。全て畑で合計6筆、合計面積5,273㎡の報告となります。

番号1の案件につきましては、長崎市小江原〇丁目〇〇番地〇の●●●●さん相続人代表●●▲▲さんの畑を農地法第3条の使用貸借による権利の設定により中村の▼▼▼▼さんへ貸し付けていたものですが、前回総会で許可されましたとおり中村の■●●■さんへ所有権移転され、■●さんが耕作することになりましたので今回、双方合意の上、解約するものです。

番号2から6につきましては、3月と5月総会の折、◆◆◆◆さん使用のリース牛舎建設地の取得に係り所有権移転された農地として、番号2・3が木場の△△△△さん外2名より相津の▽▽▽▽さんへ、番号4から6が福岡市南区和田〇丁目〇〇番〇号の□□□□さんより相津の◇◇◇◇さんへ農業経営基盤強化法により貸し付けていたものですが、牛舎建設地また建設地の代替用地となることで今回、双方合意の上、解約するものです。以上で説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

この報告につきましては、事務局から説明がありましたように、先月の総会の折に議案があがってきている分として、問題はないかと思えます。いかがでしょうか。

<質疑なし>

松山会長： それでは、報告第3号についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について を議題とします。事務局のほうから、議案の説明をお願いします。

西書記： それでは議案第 10 号について説明します。

農地の所在は、笛吹郷字山ノ上〇〇〇番〇、笛吹郷字榎津〇〇〇番〇の田んぼ 2 筆及び笛吹郷字江川〇〇〇番〇の畑 1 筆で合計面積 5,136 m²です。譲渡人は、大浦の★★★★さん★★歳で、譲受人は同じく大浦の☆☆☆☆さん☆☆歳です。☆☆☆☆さんの譲受前の耕作面積は 0 m²で譲受面積が 5,136 m²であり譲受後の耕作面積は 5,136 m²となります。譲渡・譲受の理由は、譲渡人、譲受人は兄弟関係であり、もともと譲受人が親より相続した農地だったようですが、譲受人が一度小値賀を離れる際に姉である譲渡人に預けていったということで、その折に★★★★さん名義となった農地をもとの名義にもどしたいということです。

しかしながら、譲受人の譲受前の耕作面積を見てもらうとわかるように 0 m²で、今は経営農地のない非農家となっております。

ここで別に資料を付けておりますが、農地法第 3 条による農地の権利移動の制限についておさらいしたいと思います。

農地法第 3 条は農地の貸し借りまたは売買に関するものを扱う法律で、資料の最初に書いてあるとおり、農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります…と書いてあります。特に売買につきましては、許可がないと名義の変更が出来ませんので必ず許可を受けなければなりません。次に「農委の業務」とありますが、農業委員会が許可申請書を受理したのち、総会または部会で許可・不許可を審議・決定しますということで、申請を受けたものをここで審議して許可をするのかしないのかを決定します。次に p8 の 6. 許可の要件をご覧ください。農地を利用する者（借り手、買い手など）について、要件が定められており、「基本の要件」と「解除条件付き貸借の要件」に整理できます…とあります。今回は、基本の要件のみ説明しますが、所有権・賃借権等の使用収益権の取得で、個人や農地所有適格法人（旧農業生産法人）、この二つが、農業を担うものとして農地を借りること、買うことが認められていることとなります。

また（1）基本要件ですが、よく議案説明の最後に「農地法第 3 条第 2 項の各号の規定には該当しないので許可相当だと思われます。」という言い方をしますが、そこで謳われている要件が基本要件になります。その下半分に許可要件早見表とありますが、今回の案件は個人が対象ですので個人の基本の要件を見ますと、個人の基本要件には 4 つあります。まず、全部効率利用要件 1 号です。その農地の権利を取得しようとする人が、その農地の全てを効率的に耕作することです。効率的に全ての農地を耕作できない人には許可することができないという意味合いです。

次に、農作業常時従事要件 4 号です。権利を取得する者またはその世帯員等が、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事することです。例えば、1 日 2 日しか農業をしない人に農地を売ったり貸したりするのではなく、年間 150 日以上などしっかりと農作業に従事する方に対して、農地を貸したり売ったりするようにしましょうということです。なぜこのような要件を付けるかという、農地転用の問題があります。小値賀町ではこういうことはないと思いますが、農地を持つだけで農業もせず、マンション建設地に財産として転売するなど、そういうことを防ぐために相手が常時、農業に従事するかを判断します。あくまでも農業者に対して、

農地の売り買い、貸し借りができるということになります。

次に、下限面積要件 5 号についてです。この件については、権利を取得する者またはその世帯員等が耕作などする農地の面積が都府県 50 a 以上、北海道 2 ha 以上であることということです。これは現在、持っている農地、借りている農地プラス新たに買う農地、借りる農地の合計面積がこの面積以上なければいけないということです。小値賀町の場合も下限面積 50 a というのは変わりません。なぜこうなっているかといいますと、基本的に 1 反で農業経営が成り立つかというのが基本です。あくまでも、農地というのは農業者に対して貸し借りや売買が出来るということになりますので、片手間でやるような人ですとか、転用するのにこの農地を売買するのではないのかということを防ぐためにも、下限面積というのがあります。生活が支えられる収益が見込まれることが前提であるというのが、下限面積の要件です。

次に、地域との調和要件 7 号についてです。これは、農地を持ったときに、その地域の人や周辺の農地に迷惑をかけないかを見極めるという要件です。具体的には、その人がそこに農地を持つことで、集団化している農地を分断しないか、水田の水管理や共同防除等の営農活動に支障を生じないかということです。

4 つの要件がありました。しっかりと農地の管理をしてみんなと一緒に地域の農業を守っていくという農業者に貸しましょう、売りましょうというのが、農地法の根幹になります。農地法の所有権、貸借権、両方ともそうですけれども、こういった要件がありますので、要件に適合しているかというのを審議していただいて、許可をするかしないかというのを決定していただくようになります。

これまで農地法第 3 条について説明してきましたが、今回の案件を見てみますと、事務局としては、農家ではない方、農地を所有しても自ら耕作をしないということが要件に合わないかなと考えられます。

県の農業会議にも確認しましたが、法律的には認められないのでは…ということでした。以上で議案第 10 号について説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局から説明がありました。私も一緒です。申請者が高齢であり、今後、農業に適した年齢は過ぎていますし、農地法上は許可できないのですが、人情的に言えば自分の土地を自分に戻して欲しいと言いたいでしょうけれども、実際、法律上そうなっているので、みなさんの意見はいかがなものでしょうか。

吉田委員： 私は担当地区で、最初に相談がありました。元々は、自分の土地でしたが、小値賀を出るときに姉の方に預けて帰ってくるつもりはなかったのですが、帰って来て今、約 10 年になります。条件的には少し難しいかなと説明はしています。ただ、人情的に言いますと、戻してやりたいという気持ちがあるものでどうかなと思います。

松山会長： 皆さんの意見は、どうでしょうか。こういう案件を、今回限りということでやっていったときに、もし、次回同じような案件が出た場合に取り返しが出来ないと思います。

やはり、法律上、出来ないものは出来ないを通していかなければいけないと思います。い

かがでしょうか。

前田委員： これは、自分の土地に返してもらったところで、実際に畑を作付けするというか、手入れが出来ないで終わるような年齢ですね。素直に人情的にどうぞという訳にもいかないのではないかと思います。

松山会長： 人情的に言えば、自分の土地を子供さんに残してあげたいというのもあると思います。今言うように、これは贈与になっていますが、農地をあげる場合は、先程説明がありましたように、農地法で決められていますので、それに従ってやっていかなければならないと思います。

木村推進委員： ☆☆☆☆さんは、子供はいるのですか。

吉田委員： 娘さんはいますが、息子さんはいません。娘さんも農業には従事していません。現在は、★★★★さんの息子さんが田んぼを作って、江川の方は●■●■さんが牧草を作っています。

松山会長： 委員会としては、事務局から説明がありましたように、現段階では許可できないということで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

本人さんには、事務局から説明をさせますので、よろしくをお願いします。

続きまして、日程第4 その他について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： その他についてです。

まず、平成30年度地区別農業委員会委員研修会の日程についてです。開催日時は、8月28日(火)、13:30~16:30の予定でして、鹿子前の「九十九島ベイサイドホテル&フラッグス」で開催されます。出欠の報告をしなければなりませんので、委員みなさまのご都合を教えてくださいたいです。

松山会長： このメンバーでは、今回で2回目になるかと思いますが、16:30までとなっており、一泊になります。全員参加でよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： 急に用事が入ったら仕方ないと思いますが、出来るだけホテル等の予約もありますので、早めに連絡をお願いいたします。

西書記： ホテルの予約等は、事務局の方で準備しますのでよろしくお願いします。

次に、女性農業委員だけにお配りしておりますが、8月22日に、ながさき農業委員会女性ネットワークという会議の案内がきております。内容は、2枚目に書いておりますが、総会があり、そのあと研修会がある形になっております。女性委員はいかがでしょうか。

女性農業委員： ちょっと無理だと思います。不参加でお願いします。

西書記： わかりました。

次に、この件も女性農業委員だけにお配りしています。農業会議の方から、ベストレシピグランプリの案内が来ております。女性農業委員に、献立のレシピを応募していただいて、クックパッドという献立のアプリに掲載してアクセス数が多い人を表彰しようというものです。昨年の上位入賞レシピが載っていますが、埼玉県のみそポテトや、徳島県のしいたけの肉詰め、沖縄県の黒糖とタピオカのくずもちなど載っています。今までは、県代表で県で1つの推薦の応募だったのですが、今回からは、1人1点応募できるということです。グループでの応募も可能となっていますので、3人で話し合っって応募しようということも結構です。よろしくお願いします。

次に、先月、豪雨で延期になりました、新上五島町さんとの意見交換会ですが、9月に再度いかがでしょうかという依頼が来ております。9月ということで、また新上五島町さんの方と日程を調整して、来月皆さまの方にお諮りしたいと思います。

次に、次回の総会の日程についてです。先程もお伝えしましたが、8月28日に研修会があり、翌日29日に帰町になりますが、日程はどうでしょうか。

松山会長： 次回の総会は、8月30日（木）、13：30からよろしいでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： ほかに、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。